

学校間総合ネット利用規定

(目的)

第1条 この規定は、教職員及び児童・生徒が安心・快適・簡単に教育情報を収集・発信・共有し、協働して教育活動ができるよう、県立学校のみならず市町村立学校・私立学校を含めたイントラネットを構築し、教育の情報化を図るため、岐阜県教育委員会が運用する「学校間総合ネット」の利用規則を学校間総合ネット情報セキュリティポリシーに基づいて定めることを目的とする。

(利用対象機関および適用する事業)

第2条 「学校間総合ネット」の利用対象機関は、学校教育法第1条で定められている岐阜県内の教育機関及び岐阜県教育委員会が認める教育機関とする。

- 2 県立学校において本規定が適用される事業は、別表1のとおりとする。
- 3 県立学校において別表1以外の事業等により整備されたコンピュータの接続については、学校長からの申請により許可する。
- 4 市町村立の教育機関による接続は、当該教育委員会からの申請により許可する。
- 5 私立の教育機関からの接続は、担当課からの申請により許可する。

(利用できる情報)

第3条 「学校間総合ネット」上で利用できる情報は、教育活動及び教育研究のためのものとする。

- 2 「学校間総合ネット」で利用可能なサービスの提供拠点として、データセンターを置く。
- 3 データセンターは、別表2に示すサービスを実施するものとする。
- 4 利用対象機関がデータセンターの提供するサービスを利用する場合には、教育財務課長が定める要領に従わなければならない。

(禁止事項)

第4条 利用対象機関が別表3に示す禁止行為を行った場合には、岐阜県教育委員会は「学校間総合ネット」の利用を停止することができる。

- 2 岐阜県教育委員会は、通信内容が別表3に該当する行為を確認したとき、利用対象者に通知することなくその情報を削除することができる。

(免責)

第5条 「学校間総合ネット」によるサービスの提供の遅延若しくは中断によって、又は提供された情報に関連して生じた損害に対し、岐阜県教育委員会は責任を負わないものとする。

附 則

この規定は、平成14年5月30日から施行する。

附 則

この規定は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成16年4月30日から施行する。

- 附 則
この規定は、平成17年4月1日から施行する。
- 附 則
この規定は、平成18年4月1日から施行する。
- 附 則
この規定は、平成19年4月1日から施行する。
- 附 則
この規定は、平成20年4月1日から施行する。
- 附 則
この規定は、平成21年6月1日から施行する。
- 附 則
この規定は、平成22年4月1日から施行する。
- 附 則
この規定は、平成22年7月1日から施行する。
- 附 則
この規定は、平成23年4月1日から施行する。
- 附 則
この規定は、平成24年4月1日から施行する。
- 附 則
この規定は、平成24年6月1日から施行する。
- 附 則
この規定は、平成25年12月1日から施行する。
- 附 則
この規定は、平成26年4月1日から施行する。
- 附 則
この規定は、平成27年4月1日から施行する。

別表1 (第2条関係)

事業名	担当課
県立学校教育情報ネットワーク端末機充実費	教育研修課
県立学校校内LAN整備事業	教育研修課
学校間ネットワーク管理運営事業	教育研修課
校務用パソコン整備事業・校内LANアクセス用パソコン整備事業	教育研修課
岐阜県型学校間ネットワーク整備事業	教育研修課
教室内LAN（教育用パソコン）整備事業	教育研修課
学校ICT環境整備事業（国庫補助）	教育研修課
遠隔学習システム整備事業	教育研修課
通信制高等学校情報化推進パイロット事業	教育研修課
県立学校情報環境整備推進モデル事業	教育研修課
学習支援用コンピュータ整備事業	教育研修課
ゼロ予算施策リユースPC整備事業	教育研修課
県立高等学校成績管理システム整備事業	教育総務課
校務用パソコン整備事業	教育財務課

別表2 (第3条関係)

名称	内容
教職員用電子メール	岐阜県内の教職員用電子メールの管理・運用
開放型学校メール	岐阜県内の公立学校の電子メールの管理・運用
学校用グループウェア	学校用グループウェアの管理・運用 (県立学校のみ)
Webプロキシサービス	インターネット接続及び有害情報のフィルタ機能の提供
Webホスティングサービス	県立学校のWebページ作成領域の提供
コンピュータウイルス対策	コンピュータウイルス除去機能の提供
教育用コンテンツの提供	教育用コンテンツの蓄積・配布・流通
校内LAN運用支援	校内LANの運用に関する支援
メーリングリストサービス	電子メールの同報配信機能の提供
教材蓄積システム	文書管理機能の提供 (県立学校のみ)
文書共有システム	ファイル共有機能の提供 (県立学校のみ)
Webアンケートシステム	Webアンケート作成・回収機能の提供
ヘルプデスクサービス	常駐SEの電話・メールによるヘルプサポート
CMSキャビネットシステム	ファイルの一時保管機能の提供 (県立学校申請者のみ)

別表3 (第4条関係)

「学校間総合ネット」で利用を禁止する行為
岐阜県情報セキュリティポリシー、学校間総合ネット情報セキュリティポリシーに違反する行為
著作権、個人情報保護条例等、法令に違反する行為
営利を目的とする行為
破壊等の目的でシステムに故意に侵入する行為
公序良俗に反すると認められる行為
ウイルスの侵入など、システムに損害を与えると判断される行為
私的利用目的と認められる行為